

令和6年度 第1回 学校運営協議会資料



令和6年4月24日（水）
午後2時から・ランチルームにて

朝霞市立朝霞第五小学校

令和 6 年度

学校経営計画



朝霞市立朝霞第五小学校

令和6年度 学校教育目標・学校経営方針

1 学校経営ビジョン

(1) 【 学校教育目標 】

豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成

- 元気な子 (体)
- 優しい子 (徳)
- 究める子 (知)

(2) 【 目指す学校像 】

笑顔あふれる元気な朝霞第五小

・「笑顔あふれる元気な」とは…

かけがえのない子供達が

分かった・できたという喜びをもっている。

友だちと集う喜びをもっている。

夢と希望をもっている。

何かに対して一生懸命チャレンジする気持ちをもっている。

自分自身に対して、自信と誇りをもっている。

(3) 【 目指す子供像 】

笑顔いっぱい瞳輝く五小の子

- 授業で力を発揮する児童
- 自分からあいさつができる児童
- 優しい言葉がけができる児童
- 自分から進んで運動し、身体を鍛える児童

(4) 【 目指す教師像 】

笑顔で協力して指導する教師

〈授業を大切にし、進んで子供の声を聞き、進んで子供に声をかける。〉

- 児童一人ひとりをよく理解し幸せを願う教師・・・・・・・・・・教育愛
- 児童一人ひとりに確かな学力を身に付けさせる手立てをもつ教師・・・指導力
- 児童一人ひとりのよさを認め、励ます教師・・・・・・・・・・受容と共感
- 児童一人ひとりの可能性を信じ、やさしく、厳しく指導できる教師・・・信頼

2 学校経営方針

<基本方針>

いくら廻されても針は天極をさす（高村光太郎）

＊変化の激しい時代にあっても教育の目指すものは変わらない。

子供が幸福な人生を送るための基盤づくりが学校の役割であり、学校（教師）にとっての天極は子供である。

学校力の向上を図る

＊学校教育は「チームプレー」共通理解・共通行動、「チーム朝霞第五小」の意識

見えない仕事は進んでやろう。見える仕事はみんなでやろう。

＊組織力を生かして、いろいろな学校課題に対応

『何もない 見ればある』『報告 連絡 相談 見届け アフターケアの徹底』
『即今着手・複数対応・即日解決』

＊児童の発達段階をふまえた学年間の連携と系統性の重視

（１）【 学校は授業が命 】

学校の本分は、授業をとおして子供達に「力」をつけること。

基礎・基本の徹底と確かな学力の向上。

個別最適な学び（個に応じた指導）と協働的な学習の充実、タブレット端末の活用など主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

（２）【 共感と信頼 】

積極的な生徒指導と教育相談の充実、共感的な理解と教師と子どもの信頼関係の構築を図る。

（３）【 環境が人をつくる 】

教師及び児童の言語環境と教室環境の整備、掲示教育の充実、安全な環境の構築を図る。

（４）【 教育は人なり 】

校内研修の充実と教職員の資質・能力の向上、倫理確立と職責の自覚を高める。

（５）【 地域との絆を深める 】

学校運営協議会による地域との連携・協働しながら、これまでの伝統を継承、発展させ、誇れる母校づくりを進める

学校・学年・学級だよりの活用とホームページの充実を図る。

＜本年度の重点・努力点＞

（１）確かな学力を育む教育の推進

- 学習の基盤となる学習規律・学習習慣の確立と教職員の共通理解
- 基礎・基本の徹底・習得・活用
 - ・各種調査（国・県等）データの分析・活用
- 「学力向上プラン」の着実な実施と評価・改善
 - ・自ら課題を把握し解決する力を身につける（つかみ・見通し・振り返りの学習）
- 個別最適な学び（個に応じた指導）と協働的な学習の充実、タブレット端末の活用など主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- 日常的な授業の工夫・改善
 - ・体験的・問題解決的な学習を取り入れた授業の推進
 - ・思考の場、交流の場の工夫など、言語活動の充実を図った授業の推進
 - ・タブレット端末の活用
 - ・学年会等での授業改善の情報交換・協力
- 校内研修（課題研究）による指導力の向上・授業改善（全員公開授業）
- 読書指導の充実（読書タイム・読み聞かせ等）
 - ・年間３５冊以上の取組　・学校図書館の活用・利用率の向上
- 家庭学習の定着・充実
 - ・家庭学習の時間の確保
 - 「いつもの時間に　いつもの場所で　自分から」の啓発
- 国際理解、ICT 情報教育の推進
 - ・外国語・外国語活動の充実　　・タブレット端末の活用　　・ICT モラルの徹底

（２）豊かな人間性とコミュニケーション力を育む教育の推進

- 子どもたちのよりよい人間関係を築く学年・学級経営の充実
 - ・子どもたち一人ひとりが自分の存在感を見いだせる学級経営に努める。
 - ・教師と児童、児童相互の信頼関係を密にし、子どもたちの笑顔と活気あふれる魅力ある学級づくりに努める。
 - ・児童理解を深め、児童一人ひとりのよさを最大限引き出す。共通理解を図る。
 - ・学級経営から学年経営、学校経営への意識改革を図る。
 - ・学習及び生活の基本的なルールの定着を図る。
 - （学級差のない学年、開かれた教室）
 - ・子どもたち一人ひとりが常に目標を持ち、何事にも責任を持って、真剣に取り組むことができるような学級づくりに努める。
- 「道徳科」の授業の充実と「人権を尊重する教育」の推進
- 「あいさつ」等を通したコミュニケーション力の育成
 - ・「あいさつは　にこにこ　いつでも　だれにでも」の取組
 - ・時を守り、場を清め、礼を正す指導の徹底
- 多様な体験活動を通した豊かな心の育成
- 「読み聞かせ」や「読書活動」の充実

（３）体力向上・健康教育の継続

- ①進んで健康な心と体づくりに取り組む
 - 体育の授業の重点化 基礎体力の向上
 - 最後までやり抜く力 がんばる力を育む
 - 「体力向上」に関する全校的な取組の充実
 - 「食」に関する指導（食育）・給食指導の充実
- ②家庭との連携
 - 家庭に対しての「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」の啓発
 - むし歯治療等の啓発

（４）一人ひとりに応じた生徒指導・教育相談の推進

- ①生徒指導の充実（積極的な生徒指導とは、笑顔で接することが基本）
 - 生徒指導主任・生徒指導部を中心とした校内ネットワークの構築
 - 生徒指導に対する教職員の共通理解を深め、全教職員が、どの児童にも同じ目線、同じ方向で指導できるようにする。
 - ・悪いことは悪いときちんと教え、規範意識を育てる。
 - ・同じことで指導の内容に差があったり、指導している教師とそれを見てみないふりをしたりする教師が混在し、不信感を与えないようにする。
 - ・居がい、やりがいを持たせる積極的な指導をする。
 - 子どもの変化を見逃さない。（問題行動の早期発見、即今着手・複数対応・即日解決）
 - 不登校傾向の児童については、保護者や本人と連絡を密にするとともに、学校全体で共通理解の下、方策を練り改善に向けて同一步調で取り組む。
 - 不登校対策委員会の充実を図り、保護者との話し合いを十分持つようにする。
 - 課題のある児童の保護者との連携（こまめな電話・家庭訪問・組織的対応）
 - 全教職員が、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で児童に接する。
 - いじめ 不登校の根絶
 - ・心のアンケート調査の定期的な実施と早期発見・早期対応
 - ・基本的な生活習慣の確立（みんなの約束）
 - ・道徳教育の充実（道徳：公開授業・授業参観日の公開）
 - 関係機関との迅速な連携、協力体制での対応
(こども未来課、子ども相談室、三中こども相談室、児童相談所等)

〈 時を守り 〉

- ・授業の終始時刻や下校時刻を守る。

〈 場を清め 〉

- ・席を立ったら必ずいすを入れる。
- ・靴のかかとをそろえる。

- ・傘は、ネームバンドでとめる。
- ・隅々まで静かにきれいに掃除する。(師弟同行)
- ・気づいたゴミは自ら拾う。

〈 礼を正す 〉

- ・自分からお辞儀をしてあいさつをする。
- ・時と場に応じたあいさつができる。
- ・丁寧な言葉遣いをする。

②教育相談の充実

- 教育相談主任、特別支援教育コーディネーターを中心に教育相談の充実を図り、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- 教育相談事例研修会を実施し、特に、配慮を要する児童の指導について共通理解を図る。
- 日頃より児童を多くの教師の目で多面的に見るように心がける。

③特別支援教育の充実

- 通常の学級における特別な支援の必要な児童の個別の指導計画の作成・活用、及び情報の共有化
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営・授業づくりの推進
- 朝霞市子ども相談室、県立特別支援学校特別支援教育コーディネーター等との連携

(5) 安全で潤いのある教育環境づくり

- 施設・設備の安全点検の徹底と早期対応
- 清掃教育、校内美化活動の充実
 - ・師弟同行による清掃活動
- 意図的・計画的な掲示教育の推進
 - (児童の作品展示、季節感のある掲示・心を育む掲示)
- 学習意欲を高める教室経営の工夫
- 「スクールガードリーダー」等との連携

(6) 絆を深め、地域とともに歩む開かれた学校づくりの推進

- 「学校公開日」の実施や地域の教育力を生かした授業実践の推進
- 「学校だより」や「ホームページ」による学校の教育活動の積極的な情報発信
- 開かれた学校の推進(家庭・地域との連携)
 - ・学校経営方針の公開・時間割表等日程の連絡・下校時間の通知
 - ・持ち物準備の早めの連絡
 - ・説明責任を意識した教育実践 学校評価の公開 学校運営協議会との連携
 - ・授業参観懇談会の充実 ・個人面談の実施
 - 保護者との連携強化(即今着手)

- ・外部教育力の活用（学習支援ボランティア・読み聞かせボランティア等）
- ・朝霞第三中学校区の連携

（７）学校事故の防止と教職員事故の根絶

○安心・安全な学校の推進

- ・交通事故防止、交通安全
- ・不審者対応の意識の向上（スクールガードリーダーとの連携）
- ・施設の安全維持（安全点検の徹底、修繕等早期対応）

○「報告・連絡・相談・確認・アフターケア」の徹底

○児童のけがに対するきめ細かな対応と養護教諭との連携

○教職員事故の根絶・・・倫理確立委員会の定期的な開催と教職員による相互点検

○明るくあいさつと互いに尊重し、高め合う風通しのよい職場環境づくり



学校教育目標

豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成

元気な子

優しい子

究める子



国・埼玉県・朝霞市の施策

- 現行の学習指導要領
- 埼玉県教育行政重点施策
- 豊かな学びで未来を拓く埼玉教育
- 埼玉県指導の重点・努力点
- 埼玉県教育課程編成要領等
- 埼玉県教育課程指導資料
- 埼玉県教育課程評価資料
- 朝霞市教育振興基本計画

【目指す学校像】

笑顔あふれる元気な朝霞第五小

【目指す児童像】

笑顔いっぱい瞳輝く五小の子

目指す教師像

笑顔で協力して指導する教師

- ・児童一人ひとりをよく理解し幸せを願う教師
(教育愛)
- ・児童ひとりひとりに確かな学力を身につけさせる
手立てを持つ教師
(指導力)
- ・児童一人ひとりのよさを認め、励ます講師
(受容と共感)
- ・児童一人ひとりの可能性を信じ、優しく、厳しく
指導できる教師
(信頼)

経営方針

基本方針

1 学校は授業が命

学校の本分は、授業をととして子どもたちに力をつけること。基礎・基本の徹底と確かな学力の向上。個別最適な学び（個に応じた指導）と協働的な学習の充実、タブレット端末の活用など主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

2 共感と信頼

積極的な生徒指導と教育相談の充実、共感的な理解と教師と子どもの信頼関係の構築を図る。

○学校教育は「チームプレイ」

共通理解・共通行動
「チーム朝霞第五小」の意識
『見えない仕事は進んでやろう。
見える仕事はみんなでやろう。』

○組織力を生かして 学校課題に対応

『何もない 見ればある』
『報告 連絡 相談 見届け
アフターケアの徹底』
『即今着手 複数対応 即日解決』

3 環境が人をつくる

教師及び児童の言語環境と教室環境の整備、
掲示教育の充実と緑化活動の推進、安全な環境
の構築を図る。

4 教育は人なり

校内研修の充実と教職員の資質・能力の向上、
倫理確立と職責の自覚を高める。

5 地域との絆を深める

学校運営協議会による地域との連携・協働による、
誇れる母校づくりを進める。地域の教育
力の活用、ホームページの充実を図る。

〈確かな学力を育む教育の推進〉

- 学習の基盤となる学習規律・学習習慣の確立
- 基礎・基本の徹底・習得・活用
- 「学力向上プラン」の着実な実施
- 個別最適な学びと協働学習。
タブレット端末の活用
- 読書指導の充実年間 35 冊以上の取組
- 家庭学習の定着・充実

〈豊かな人間性と

コミュニケーション力を育む教育〉

- 「あいさつ」等を通じたコミュニケーション力の育成
- 「道徳科」の授業の充実
- 「人権を尊重する教育」の推進
- 多様な体験活動を通じた豊かな心の育成
- 読み聞かせや読書活動の継続と充実

〈体力向上・健康教育の継続〉

- ①進んで健康な心と体づくりに取り組む
- 基礎体力の向上
- 最後までやり抜く力 がんばる力を育む
- 「食」に関する指導（食育）
給食指導の充実
- ②家庭との連携
- 家庭に対しての「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」の啓発
- むし歯治療等の啓発

重点・努力点

〈安全で潤いのある教育環境づくり〉

- 清掃教育、校内美化活動の充実
- ・師弟同行による清掃活動
- 意図的・計画的な掲示教育の推進
- 学習意欲を高める教室経営の工夫
- スクールガードリーダー等との連携

〈絆を深め、地域とともに歩む

開かれた学校づくりの推進〉

- 学校運営協議会による地域との連携・協働による、誇れる母校づくりを進める。
- 地域の教育力を生かした授業実践の推進
- 「学校だより」や「ホームページ」による学校の教育活動の積極的な情報発信

〈学校事故の防止と教職員事故の根絶〉

- 安心・安全な学校の推進
- 「報告・連絡・相談・確認・アフターケア」の徹底
- 児童のけがに対するきめ細かな対応と養護教諭との連携
- 教職員事故の根絶
- 明るいあいさつと互いに尊重し、高め合う職場環境づくり

〈一人ひとりに応じた生徒指導・教育相談の推進〉

- ①生徒指導の充実
- 生徒指導に対する教職員の共通理解を深め、全教職員が、どの児童にも同じ目線、同じ方向で指導できるようにする。
- 子供の変化を見逃さない。
(問題行動の早期発見、即今着手・複数対応・即日解決)
- いじめ 不登校の根絶
(早期発見・早期対応)

〈時を守り〉

- ・授業の終始時刻や下校時刻を守る。

〈場を清め〉

- ・席を立ったら必ずいすを入れる。
- ・靴のかかとをそろえる。
- ・傘は、ネームバンドでとめる。
- ・隅々まで静かにきれいに掃除する。(師弟同行)
- ・気づいたゴミは自ら拾う。

〈礼を正す〉

- ・自分からお辞儀をしてあいさつをする。
- ・時と場に応じたあいさつができる。
- ・丁寧な言葉遣いをする。
- 「みんなのやくそく」の徹底
- ②教育相談の充実
- ・教育相談主任、特別支援教育コーディネーターを中心に教育相談
- ③特別支援教育の充実
- ・県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、子ども相談室との連携

令和 6 年度

朝霞市立朝霞第五小学校 服務に関する基本姿勢

(1) 教育公務員又は地方公務員としての自覚について

①法令の遵守

②厳正な服務規律の確保

○任命権者：埼玉県教育委員会

○服務監督権者：朝霞市教育委員会

(校長は、服務の監督を市教委と分任して行う。)

◇朝霞市立小・中学校管理規則

◇朝霞市立小・中学校職員服務規程

◇朝霞市立小学校の教職員としての自覚

・朝霞市の行政や諸行事に関心を持ち、積極的に参加する。

・広報誌を読む。

・市の財政の現状を踏まえ、コスト意識を持つとともに持続可能な社会貢献に努める。(例：節電、節水 ペーパーレス化 他)

○適正な勤務時間の割り振り (職務専念の義務)

③教員の研修の取り扱いについて

○教育公務員特例法第 22 条第 2 項に基づく研修の承認について

・勤務場所 (学校) を離れて行わなければならない研修なのか。

④教職員事故の防止

○交通事故防止

・交通規則の厳守

・時間と心にゆとりをもった出退勤

・学校敷地内は、最徐行運転を行い、周囲にも細心の注意を払う。

・「飲んだら乗るな」

○体罰の禁止

・体罰は指導ではなく、傷害である。⇒ 厳正な処分

○金銭に係る事故防止

・会計は複数でチェックし、第 3 者の監査を受ける。

・職員室、教室内の机の引き出し等には、金銭を置かないこと。

○個人情報の流出等の防止

・校外持ち出しに係る許可願の提出 (電子・紙媒体のいずれも)

⑤その他

○私生活

・身分上の義務

- 時・場に応じた服装（社会からどのように見られているかを意識する。）
- 提出物→適正な処理、期限厳守、諸申請等の事前相談
- 校外に配付する文書は、起案し指導を受ける。
（問い合わせがきた場合、誰が対応をするのかを想定する。）

（２）説明責任について

- ①県民・市民・保護者・児童等の厳しい目と学校へ寄せる期待と信頼に応える。

○客観性 ○公正性 ○納得度

（例）評価⇒客観的な説明、公正性、本人の努力や成長への認識度、恣意性はないか

サービス⇒客観的な説明、公正性、納得度

指導⇒根拠、納得度、恣意性はないか

会計⇒会計報告と領収書の整合性、価格の適正性

諸申請⇒旅費、通勤手当、住居手当、扶養手当等は適正な支給となっているか。変更は即時申し出ているか。期限前に申し出ているか。保護者の納得が得られるか。使命感が疑われないか。

- ②出張の復命とは、

朝霞市立小、中学校職員サービス規程第 19 条

「職員は、出張用務を終えて帰着したときは、速やかに校長に復命しなければならない。」

（３）情報公開について

- ①公開を前提に職務を遂行する（個人情報とは別である）

（例）◇指導要録→説明ができる記載内容（事実・根拠・納得度）

◇要録抄本→説明ができる記載内容（事実・根拠・納得度）

◇学校日誌→学校の全教育活動の記録

◇職員会議録→発言者名の記載は不要。

欠席者は、後閲署名（押印）と日付を記載。

◇その他→出勤簿、休暇届簿、旅行命令簿、各会計簿、教務記録、願・届・給食会計

（４）危機管理について

- ①マニュアルの徹底
- ②マニュアルに基づく実践的研修の実施。

③窓口の一本化

- ・トラブルによる来訪者、電話の問い合わせ、報道等の対応は、まず、教頭が窓口。
- ・教職員は、私見や憶測でものを話さず、まず、教頭に報告・連絡・相談する。（ただし、教頭が不在の場合は、話の内容を十分聞き取り、後にこちらから連絡をする旨話す。名前、内容、電話番号、聞き取った時刻）

（５）物品管理について

①紛失、盗難防止の徹底

○ 集金の管理

- ・集金後、すぐに支払いを済ませる。

○ 油断と気のゆるみが事故の原因となる。常に意識し、緊張感を持つ。

- ・自動車の中、自転車のかご、電車の中、ショルダーバック、置き忘れ等。

②公簿等の盗難は、教職員自身が個人情報流出の加害者

③机上の整理整頓

○金銭事故、情報の流出の防止及び児童の目

○誰が見ても整理整頓されている机上。

④ 施錠の徹底→見て、触れて、確かめて

（６）学校事故について

①学校事故には、迅速、的確、誠実に対応する。「即今着手 複数対応 即日解決」

②事故発生時は、事実のみを時系列に記録する。

③判断に迷ったときは、自分にとって大変な方、辛い方を選択する。

④兆候を見逃さない。

- ・事故は、突然起きない。意外性もない。起こるべきして起こるものである。

（７）保護者との対応について

①保護者には誠実に対応する。

○対立からは何も生まれない。対話を大切にする。

○「話し上手は、聞き上手」、まず、保護者の言い分をじっくりと聞き、受容的な態度で接する。そして、子供の成長を認めてから課題へと入る。

○「お互いの情報交換を密にし、協力しあいながら育てていきましょう。」という意識で対応する。

○具体的な事実を基に話をする。なんとなく感じたことは、話さない。

- 自分にとって不利な情報も、事実は事実として隠さず話す。
- 他の子どもや家庭との比較は絶対にしないこと。
- 「たいしたことではない」と判断するのは、保護者である。
- 保護者との話し合いは、「時間・場所・場面」を考えて行う。
(状況を考え、学年主任、生徒指導主任、主幹等の同席を調整する。)

(8) 電話の対応について

- 「電話は、学校の見えない玄関」である。
『電話の向こうに笑顔が見える』をモットーに対応する。
- あいさつの次に、学校名と氏名をはっきり、元気よく、明るく言う。
- ていねいに誠実にそして適切な対応をする。メモを取って、聞き間違いのないようにする。
- 電話は、率先して2コールまでにとる。
(管理職が、最初に電話に出ないことが望ましい。)

(9) 倫理確立委員会を核とした、教職員ゼロの学校をめざす

- 埼玉県教職員 MOTTO (モットー)

未来を創る、こどもたち。
未来を育てる、わたしたち。
～未来への責任～

- 互いを尊重する、風通しのよい職場をつくる。
- 若手、ベテランを問わず、お互いを労い、助言できる関係をつくる。

【学校教育目標】豊かな感性を持ち、主体的に学び、心身ともにたくましく生きる児童の育成



第五小だより

笑顔あふれる元気な朝霞第五小

令和6年4月号
朝霞市立朝霞第五小学校
朝霞市泉水3-16-1
Tel.048-462-0455



令和6年度がスタートしました

校長 三好 正浩

やわらかな春の風を頬に感じ、心華やぐ季節になりました。また、校庭に子供達の元気な声が戻ってきました。いよいよ令和6年度のスタートです。保護者の皆様、お子様のご入学、ご進級を心からお祝い申し上げます。

本年度、58年目を迎える本校は、1年生140名を迎え、全校児童数923名30学級で新年度をスタートしました。

本校では、令和6年度、「学校教育目標」「目指す学校像」及び「目指す児童像」を以下のように設定し、教職員一丸となって、学校教育目標の実現を目指して取り組んでまいります。

〈学校教育目標〉

豊かな感性を持ち、主体的に学び、
心身ともにたくましく生きる児童の育成

元気な子 優しい子 究める子

〈目指す学校像〉

笑顔あふれる元気な朝霞第五小

〈目指す児童像〉 笑顔いっぱい瞳輝く五小の子

- 自分から進んで運動し体を鍛える児童
- 自分からあいさつできる児童
- 優しい言葉かけができる児童
- 授業で力を発揮する児童



子供達は、「家庭でしつけ、学校で学び、地域で育む」と申します。学校・家庭・地域の三者のトライアングルを響かせ、朝霞第五小学校の子供達の健やかな成長を育んでいきたいと思えます。保護者の皆様、地域の皆様のお力添えがあってこそ学校教育です。今まで同様に、本年度も皆様のご協力ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

1年生は、下校時刻が異なります。



4月の行事予定

日	曜	業前	学 校 行 事 な ど
8	月		始業式、入学式準備11:50下校
9	火	学級活動	3時間授業、11:50下校 入学式(午後)
10	水		3時間授業、身体計測5・6年生 11:40下校
11	木	朝読書	給食開始4時間授業13:40下校 身体計測3・4年生
12	金	すくすくタイム	身体計測ひまわり、1・2年生
13	土		
14	日		
15	月	学級活動	視力検査4・6年生 身体計測(欠席者)
16	火	体育朝会	視力・聴力検査ひまわり、2-4,2-5,5-5 懇談会5・6年生、ひまわり スマホ・ケータイ安全教室3・4・5・6年
17	水		視力・聴力検査 1-1,1-2,1-3,2-1 委員会活動
18	木	朝読書	6年生全国学力・学習状況調査(国・算) 懇談会1・2年生 視力・聴力検査 1-4,2-2,2-3
19	金	すくすくタイム	6年生全国学力・学習状況調査(質問) 1年生交通安全教室 視力・聴力検査3年生
20	土		
21	日		
22	月	学活活動	1年生ならし給食 視力・聴力検査5年生 懇談会3・4年生
23	火	学活	1年生ならし給食 6年生こころの劇場 視力・聴力検査(欠席者) 尿検査回収
24	水		1年生を迎える会 尿検査回収
25	木	朝読書	内科検診4・5・6年 学校運営協議会
26	金	すくすくタイム	避難訓練(2校時) 2～6年生離任式(5校時)
27	土		
28	日		
29	月		昭和の日
30	火	学級活動	月曜教科 避難訓練予備日

★『月曜教科』の日の授業について★

今年度、祝日や振替休業日等で、休業日になる月曜日が10回あります。時間割で月曜に行う教科等の時数を確保するために、本校では『月曜教科』の日を設定します。

月曜教科の日は、1～5時間目は月曜の授業を行います。3～6年生の6時間目は、その曜日の授業を行います。

1回目は4月30日の火曜日です。違う曜日の授業ということで、忘れ物をすることが心配されます。ご家庭でも、一言声掛けしていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

★5月8日(水)一斉下校について★

5校時終了後に実施します。雨天実施となります。

下校開始時刻は、14:50頃からとなります。遠い地区から下校を開始いたしますので、地区により多少帰宅する時刻が前後いたします。

★学校の電話対応時刻について★

平日(課業日) 8:00～17:00

土・日・祝日は留守番電話の設定となります。

事故など、子供の命に係わる重大な事態が起こった場合には、朝霞市役所へご連絡お願いいたします。

朝霞市役所：048-463-1111

★令和6年度の各学年授業時間について★

週及び毎日の時程については、令和5年度から変更ありません。

1・2年生 …毎日5時間授業

3年生 …火・木6時間授業、ほか5時間授業

4・5・6年生…月・水5時間授業、ほか6時間授業

※5・6年生は、水曜日に6時間授業の日は、年に数回あります。R6年間行事計画予定(HP参照)でご確認ください。

★令和6年度 下校時刻について★

令和5年度から変更ありません。

○5時間授業(水曜日を除く) …午後2時45分ごろ

○6時間授業 …午後3時35分ごろ

○水曜日5時間授業 …午後2時15分ごろ

○水曜日6時間授業 …午後3時05分ごろ

○クラブ・委員会の日 …午後3時15分ごろ

★学校給食費の還付について★

以下の要件が整うと還付の対象になります。

- ・あらかじめ保護者からの給食停止のお願いに関する連絡があること
- ・給食停止の連絡の後、給食を停止する日が連続5日以上の場合であること

*給食費は食材の購入費として使用されるので、食材の発注を停止することにより還付が可能になります。従って、保護者から連絡があった翌日から日数を計算します。



◆本校では、昨年度から国や県の掲げるSDGsの理念強化に伴い、学校だよりをペーパーレス化とさせていただきます。4月号のみ、職員名が掲載されておりますので、紙媒体での配布とさせていただきますが、次号からは、ホームページによるお知らせとなります。令和6年度も引き続き、皆様の御理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします！



令和6年度 朝霞市立朝霞第五小学校
「令和の日本型学校教育」の実践を目指して
～五小の子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～

ポストコロナ時代を、たくましく生き抜く児童を育む

生きて働く「知識・技能」
未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」
学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性の涵養」



チェック（✓）項目

はい いいえ

1 主体的な学び

目指す児童の姿	教師の指導（目指す教師の姿）		
① 学習課題に興味・関心をもっている （課題意識があり、課題を自分事としている） 	児童が既習事項との相違等に気づき、児童の反応やつぶやきから本時の学習のねらいに迫る学習課題が設定され、興味・関心をもつための支援がある		
② 課題解決を図るために見通しをもって粘り強く取り組んでいる  	既習事項を想起したり、解決の方向性を明らかにしたりするなどして、見通しをもって粘り強く取り組むための支援が行き届いている		
③ 学習活動を振り返り、次の学習に意欲をもってつなげたり自分と結び付けたりしている  	学習活動を振り返り、次の学習につなげるための関心を高める支援や、児童自ら自分自身と結び付けられる機会を設定するなどの手立てが行き届いている		

2 対話的な学び

目指す児童の姿	教師の指導（目指す教師の姿）		
④ 考えをもって表現（発話・記述）している 	考えをもって表現（発話・記述）するための支援が行き届いている ツールとして、タブレットの活用がある		
⑤ 考えを広げ、深めている  	教師がファシリテーターとなったり、児童同士に話し合い活動をさせたりすることを通して、児童の考えを比較検討し、広げ、深めるための支援が行き届いている		

3 深い学び

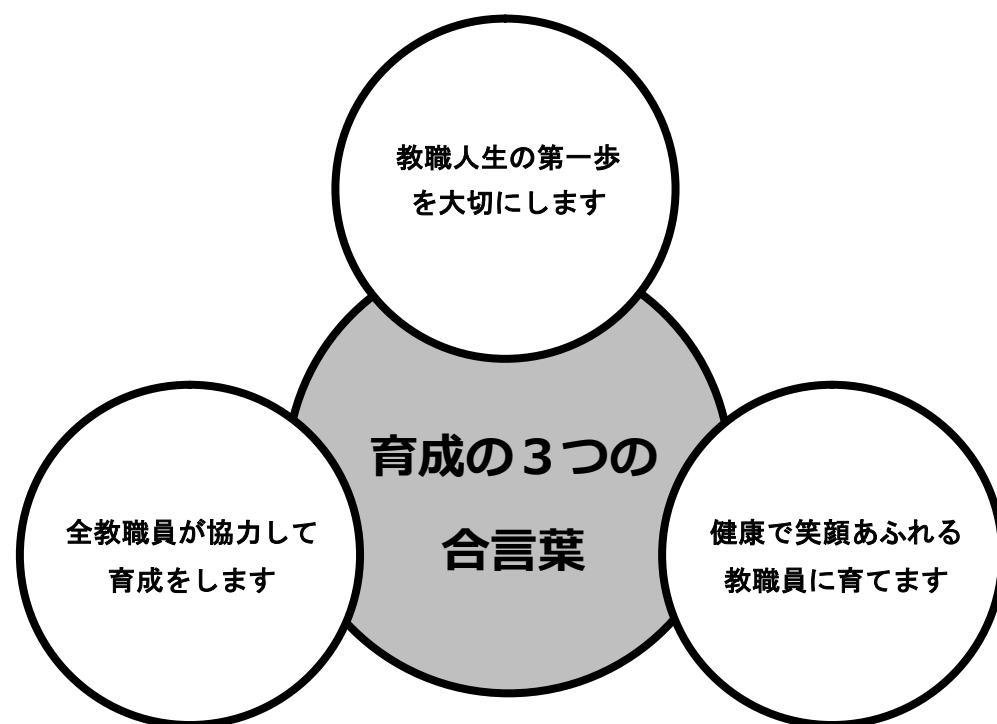
目指す子供の姿	教師の指導（目指す教師の姿）		
⑥ 「見方・考え方」を働かせながら、深く思考（熟考）している 	児童が「見方・考え方」を働かせ、深く思考（熟考）するための発問や仕掛けがある		
⑦ 様々な知識や日常生活、他教科等とのつながりを実感している 	様々な知識とつながって、新たな概念を形成したり、日常生活や他教科等との関連を意識させたりする発問やしかけがある		

1人1台の端末環境を生かした学習

- 児童がICTを「文房具」として活用できるように環境を整える。
- ICT 支援員を計画的に授業に取り入れ、ネットモラルと併せて技能を学べるようにする。
- 不登校、病気療養、特別な支援を必要としている児童に対するきめ細かな支援と学びの機会を提供していく。
- すららドリルの授業での活用と、学習履歴（スタディ・ログ）の利活用を充実させていく。

新任者の育成について

— 未来に向けて夢と希望をもった新任者の育成のために —



○現在、埼玉県内の市町村立小・中・特別支援学校では、多くの新任者が採用されています。

○新任者が、未来に向けて夢と希望をもち、意欲的に教育活動を行っていくためには、各学校が組織的・計画的に指導・育成していくことが大切です。

○新任者が、未来を担う埼玉の子供たちの「生きる力」を一層育み、「絆」を一層深められるような教師となるよう、全教職員が同じ思いをもち、力を合わせて育成していきましょう。

令和5年3月

埼玉県教育委員会
埼玉縣市町村教育委員会連合会

新任者の指導・育成にあたって

《新任者が心を開く、寄り添った指導》

- 社会人としてのルールやマナーについて、丁寧にアドバイスをしましょう。

《校内で連携し、一貫性のある指導》

- 校務分掌や児童生徒の状況等についての引き継ぎを確実に行之、新任者の状況を確認して、組織的なサポートをしましょう。

《新任者にとって無理のない指導・支援》

- 新任者が児童生徒や保護者と信頼関係を構築できるよう、具体的な支援や配慮をしましょう。

《新任者と一緒に取り組む指導・支援》

- 学級懇談会等の実施にあたっては、計画や資料、実施方法や配慮事項等について、具体的な指導や支援をしましょう。

《新任者にとって、過度な負担とならない指導》

- 新任者研修の実施にあたっては、レポートや指導案作成の指導の場面、授業公開等をはじめ、あらゆる場面において、新任者とのコミュニケーションを大切にしましょう。

《新任者を組織の一員として認め、励ます指導》

- 新任者が校内において孤立したり疎外感を感じたりすることがないように、互いに声を掛け合い、悩みや不安、健康状態について相談しやすい雰囲気をつくり、適切なアドバイスをしましょう。

《新任者が何をすべきかを具体的に指導》

- 緊急対応や事故等が発生した場合には、新任者も迅速に対応できるよう、組織的な対応を心掛けましょう。



1 年間のスタートにあたって

—初任者の指導・育成にあたって—

1 学年所属・学級編制・校務分掌等

- ☐ 初任者は職務に不慣れなことから、校務分掌等について配慮すること。中学校では、部活動指導（顧問）についても配慮すること。
- ☐ 初任者が担任を受け持つ場合、学年所属や学級編制等に配慮すること。指導にあたって、高い指導技術や豊富な経験を必要とする児童生徒を受け持たせることは避けること。
- ☐ 校務分掌や児童生徒の状況等については、前任者との引き継ぎを確実にに行わせること。また、取組の状況を丁寧に確認し、必要なサポートを行うこと。

2 校内の指導・育成体制

- ☐ 管理職、指導教員を中心に、全教職員が初任者の育成に関わる校内指導体制を整えること。 ※指導が原因で、初任者が悩んだり、自信を喪失したりすることもあります。
- ☐ 教頭、指導教員、学年主任等の役割を明確にし、組織的・計画的に指導・育成を行うこと。 ※複数の指導者から指導され、初任者が迷うこともあります。
- ☐ 全教職員に初任者育成の意義や趣旨等を理解させ、共通認識に基づいて取り組ませること。 ※「自分が若い頃は～した」などの固定的な見方は要注意です。
- ☐ 養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員など一人職の初任者については、近隣の学校と連携を図るなど、相談しやすい環境づくりに努めること。
※一人職の悩みや不安には、周囲の者が気づくのが遅れることが多くあります。

3 勤務状況や健康状態の把握

- ☐ 年度当初は、機会あるごとに面談時間を設定し、心身共に健康な状態であるか確認すること。また、休暇等についても配慮し、適切な休養をとらせること。
- ☐ 初任者の些細な言動の変化に対応できるよう、全教職員の連絡・報告・相談体制を整えること。
- ☐ 出退勤時間など、初任者の勤務状況を確実に把握し、適正に管理すること。

日頃の勤務にあたって

—初任者の指導・育成にあたって—

1 勤務状況や健康状態の把握

- ☐ 日常の勤務状況の中で日頃と違う様子が見られた場合、起因する原因をつきとめ、解決に努めること。
- ☐ 休暇の取得や勤務時間について適正に管理するとともに、風通しのよい職場環境を整えること。
- ☐ 初任者が相談しやすい職場の雰囲気作りに努めるとともに、些細な言動の変化を見逃さず、適切にアドバイスすること。
- ☐ 初任者の心身の健康が心配される場合、迅速で丁寧な対応をすること。状況に応じて関係機関との連携を図り、回復に向けた支援を行うこと。
- ☐ 「自分の初任者のころは……」といった固定的な見方をせず、一人一人の経験や能力に応じた対応をすること。

2 初任者研修等

- ☐ 全教職員が初任者に対して授業公開等を行ったり、初任者の研究授業を積極的に参観したりするなど、校内研修が充実するような研修体制を整えること。
- ☐ レポートや指導案の作成、研修後の報告に際して、必要以上に修正を求めたりせず、過度の負担にならないようにすること。
- ☐ 機関研修等に参加する場合は、時間に余裕をもって参加させ、交通事故等の防止に努めること。

3 関係機関等との連携

- ☐ 市町村教育委員会への定期的な報告を行い、必要に応じて指導や助言を求めること。
- ☐ 状況に応じて、迅速で丁寧な対応をすること。必要に応じて関係諸機関等との連携を図り、課題等の解決にむけて支援すること。

○朝霞市学校運営協議会規則

平成31年 3 月29日教育委員会規則第 2 号

改正 令和 2 年 3 月27日教育委員会規則第 3 号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第 3 条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 法第47条の 5 第 4 項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の 5 第 4 項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学

校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 22 日

学校運営協議会委員 各位

朝霞市教育委員会教育管理課長
小石川 知 治

学校運営協議会委員報酬等の支払いについて

日ごろから学校運営協議会にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校運営協議会委員をお勤めいただくにあたり、報酬等の支払いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 委員報酬について

年額 12,000 円となっており、年度末にお支払いする予定です。なお、年度途中で離職されたときは、月額 1,000 円で任期月数分を離職後にお支払いする予定です。

2 旅費について

1 回あたり 2,400 円となっており、協議会や研修会にご出席いただいた回数分を委員報酬と一緒に支払いする予定です。なお、研修会や視察のため、市外に出張した場合は、かかった交通費も一緒に支払いします。

3 その他

今年度から新たに任命された方につきましては、支払事務のため、口座振替依頼書等をご提出いただきます。提出時期や必要書類につきましては、別途ご案内をお送りいたします。

※ご不明な点等ございましたら、事務担当者までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 朝霞市教育委員会教育管理課
学務係 生沼

電 話：048-463-0793

メール：kyoiku_kanri@city.asaka.lg.jp